

令和8年5月

令和8年8月

令和9年5月

令和9年8月

必要な手続き

5月7日（木）から6月1日（月）（必着）までに、地方厚生局（都道府県事務所）へ、該当の様式を提出



令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

8月中に、令和7年度「賃金改善**実績**報告書」を提出（令和7年度の実績を報告）

8月中に、令和8年度「賃金改善**中間**報告書」を提出（令和8年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告）

令和9年6月以降にベースアップ評価料を算定する場合、該当の様式を提出

※前年度から継続の場合も提出
※ただし、
令和8年度から継続して
・外来・在宅ベースアップ評価料（I）又は
・訪問看護ベースアップ評価料（I）
を算定する場合は提出不要

8月中に、令和8年度「賃金改善**実績**報告書」を提出（令和8年度の実績を報告）

8月中に、令和9年度「賃金改善**中間**報告書」を提出（令和9年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告）

令和7年度の算定に関する手続き

R7年度
実績報告書

8月

令和8年度の算定に関する手続き

届出書

5月

算定期間（6月から翌年5月）

R8年度
中間報告書

8月

令和9年度の算定に関する手続き

※
届出書

5月

算定期間（6月から翌年5月）

R9年度
中間報告書

8月